

# 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会 ヒアリング説明資料

2023年6月28日

一般社団法人 信託協会

◆ はじめに ～私的年金制度の目指すべき方向性～	…2	— DCに対する意見（1）	…10
◆ 公平かつライフプランに対応する税制等への見直し	…3	— DCに対する意見（2）	…11
◆ 現行制度に対する意見	…5	— DCに対する意見（3）	…12
— DBに対する意見（1）	…6	— DCに対する意見（4）	…13
【参考】退職一時金とDBの関係	…7	— DB・DCに対する意見（1）	…14
— DBに対する意見（2）	…8	— DB・DCに対する意見（2）	…15
【参考】DBにおける定年延長時の給付減額の判定について	…9	— 【参考】その他の意見	…16

※本資料においては、以下の略称を使用しております

DB：確定給付企業年金

DC：確定拠出年金（企業型・個人型いずれも含む） / 企業型DC：企業型確定拠出年金 / iDeCo：個人型確定拠出年金

※※本資料においては、「第21回 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会 資料1」P2に記載の「今後の検討における主な視点（例）」を次のとおり表記します。

## 今後の検討における主な視点（例）

①	国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築 →加入可能要件、拠出限度額、受給方法などの拠出時・給付時の仕組み等	→ 視点①
②	私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備 →制度のわかりやすさ、手続等の簡素化、企業年金等の普及促進（特に、中小企業）、周知広報等	→ 視点②
③	制度の運営状況を検証・見直し、国民の資産形成を促進するための環境整備 →投資教育・指定運用方法の検証、自動移換金対策、運用体制・手法の検証、従来の制度改正で提起された課題等	→ 視点③

# はじめに ～私的年金制度の目指すべき方向性～

- 信託協会は、信託制度の発達を図り公共の利益を増進することを目的として信託に関する調査研究および資料収集や信託業務および信託事務の改善に関する調査企画等を行っている組織です。
- 「公共の利益を増進する」観点から、年金制度の課題と今後目指すべき方向性は以下のとおりと整理しました。
- 本日は、当該方向性に寄与すると考えられる年金制度の提言を行います。

## 年金制度の「これまで」と「課題」

社会・経済環境  
(時代背景)

- ・ 日本型の長期雇用慣行
- ・ 労働条件の一部として退職金制度が普及

働き方、労働条件が多様化  
転職者・非正規社員等が“不利”

環境変化で歪みが顕在化

## 「新しい資本主義」時代の年金の方向性

- ・ いつでも、どこでも、誰でも希望する働き方で働くことが可能な新たな労働・雇用慣行への改革
- ・ 国民が豊かな老後を安心して暮らせる所得の確保

共助

企業年金

企業規模を問わず普及  
(適格年金/厚年基金)

企業年金実施率の低下

当初目的・理念と現実の乖離

税制

給付時	課税 (T)
運用時	課税 (T) *
拠出時	非課税 (E)

退職所得控除で一時金給付に傾斜

課税凍結解除による資産減少懸念

DC創設時に拠出限度枠を設定  
(24年以降、DB+DC一体で限度枠)

iDeCo全国民解禁へ  
(共助と自助を一体で枠管理)

私的年金として一体再整理

自助

個人年金

共助のない国民の手段  
(個人型DC)

公的年金

世代間扶助、高齢期所得保障、所得再分配が機能

少子高齢化の進展で機能低下

## 全国民の老後所得確保の機会を再構築

公平かつライフプランに  
対応する税制等へ見直し

- ・ 給付時の税優遇の中立化 (高齢期における資金管理に資する年金選択を促進)
- ・ 特別法人税の撤廃

共助・自助の“由来”で限度枠を整理

- ・ 退職金：限度枠の撤廃も含めた見直し (年金移行促進)
- ・ 自助：共助とは別の拠出枠で管理

「資産所得倍増プラン」とも連動

「2024年度財政検証」  
機能点検・見直し

運用資産拡大  
(=資金供給強化)

資本市場で果たす年金投資家の役割拡大

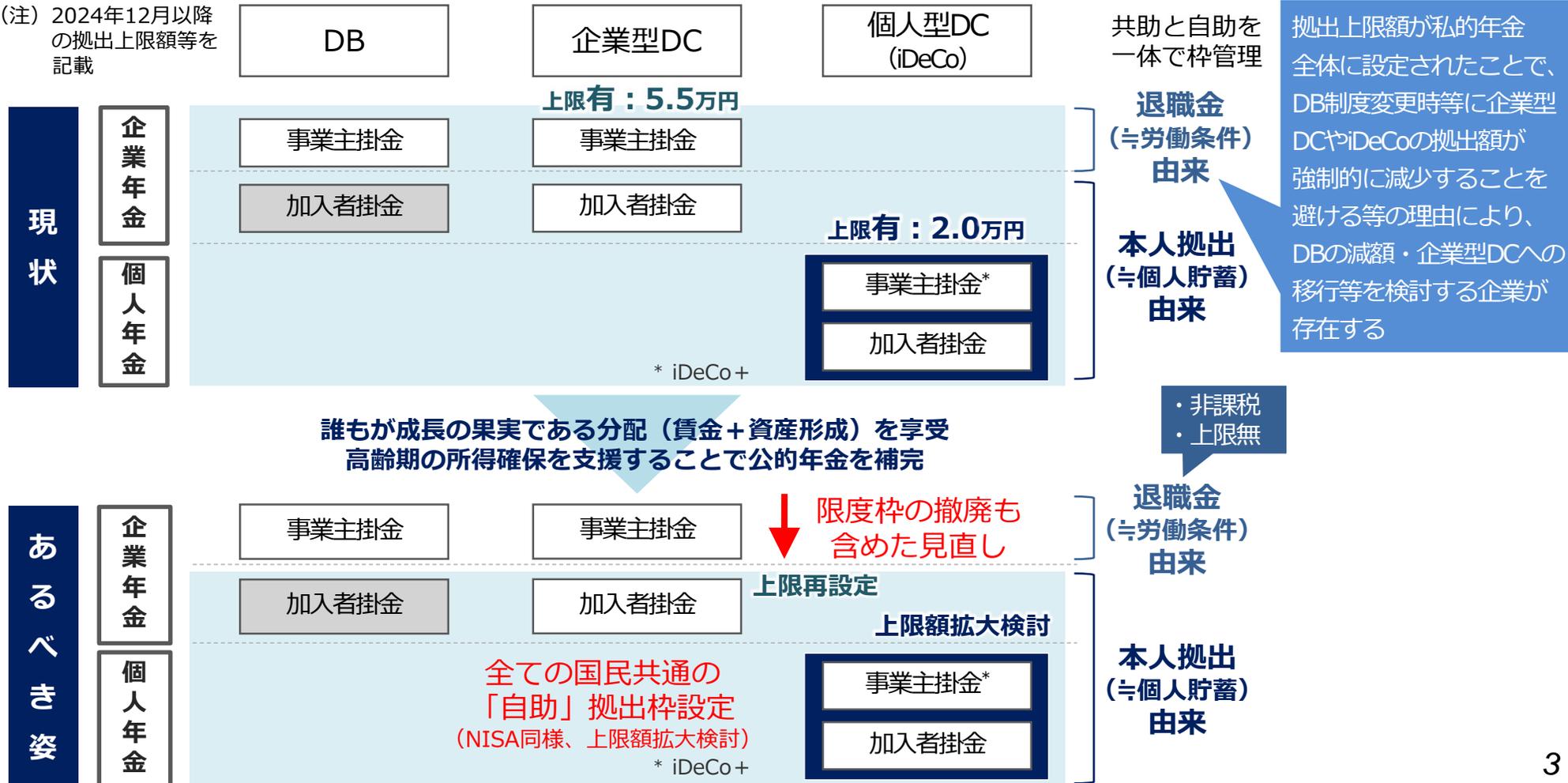
\* 特別法人税は課税 (課税凍結中)、運用益は非課税

(注) 特別法人税は積立金 (DBの加入者掛金を除く) そのものに対して課税するものであるが、便宜上、本資料では「運用時」と記載

○ 目指すべき方向性を実現するための税制等について、**抛出時のあるべき姿** は以下のとおりと  
考えます。

## 抛出時～共助・自助の“由来”での限度枠管理～

(注) 2024年12月以降の抛出上限額等を記載



抛出上限額が私的年金全体に設定されたことで、DB制度変更時等に企業型DCやiDeCoの抛出額が強制的に減少することを避ける等の理由により、DBの減額・企業型DCへの移行等を検討する企業が存在する

・非課税  
・上限無

○ 目指すべき方向性を実現するための税制等について、**運用時のあるべき姿** **給付時のあるべき姿** は以下のとおりと考えます。

## 運用時～企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃～

- 公的年金の補完、高齢期の所得確保を目的とする企業年金の普及を阻害
- iDeCo普及の阻害要因となり、資産所得倍増プランに逆行

- DBおよびDCの積立金に係る特別法人税を撤廃

## 給付時～税優遇の中立～

- 税制等の理由から年金選択を行う割合は低水準

- 年金・一時金の選択が税控除額の観点に左右されず、個人のライフプランに応じた選択を促す観点から年金税制の整備
- 受給者の高齢化にあわせて、より公的年金等に係る雑所得の控除額が拡大する等の措置を講じる

ご参考：新規受給者数ベースで見た老齢給付金の選択状況

確定給付企業年金	一時金 68%	年金* 32%
企業型DC	94%	6%
個人型DC (iDeCo)	89%	11%

※ 年金の割合には一時金との併給を含む

(出所) 厚生労働省「第4回 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会 資料2」(2019年4月22日)

## 現行制度に対する意見

(注) 本要望は「目指すべき方向性」に寄与する要望も含めた、現行制度における改善要望として意見表明するものです。

## DBへの制約事項の設定回避

視点①

視点②

視点③

### 現状

- DBは労使合意に基づく退職給付制度であり、DB創設当時から拠出上限額の設定がない
- 退職時の資金確保の観点から、DBでは中途退職時の引出しが認められている  
(※) DBに対して拠出上限額が設定された場合に生じ得る想定事例は、次ページをご参照

拠出時のあるべき姿

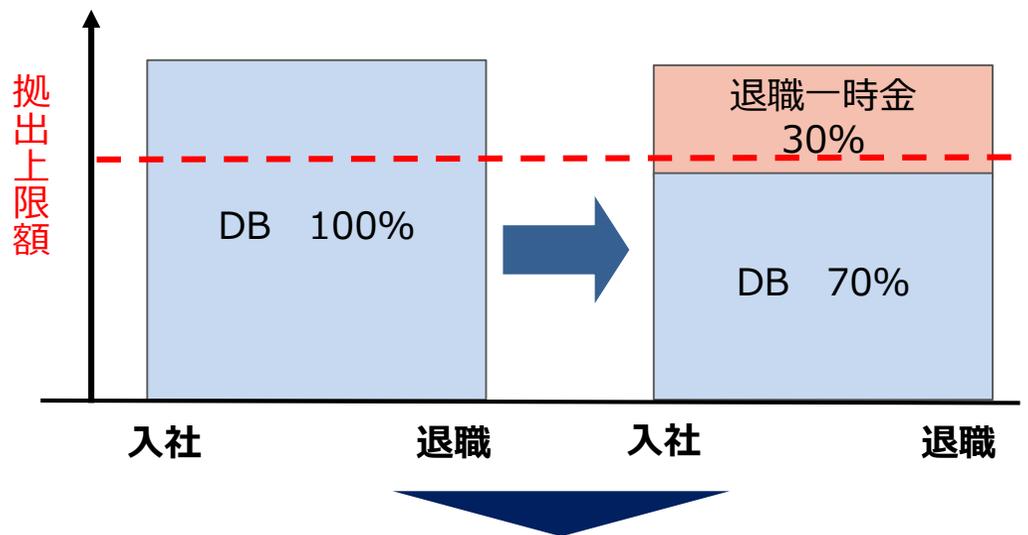
自由な制度設計が可能であることが制度の普及および高齢期の所得確保を実現

### 意見

- DBは退職金由来であるという性格であり、既に企業の退職給付制度として定着している現状を踏まえ、拠出上限額の設定や中途引出しの原則禁止といった制限を講じることのないようにしていただきたい

- ✓ DBの拠出上限額が設定された場合、DBの給付が退職一時金に振り替えられる可能性がある

## 退職一時金制度の内枠でDBを運営しているケース



## 退職一時金に振り替わると…

### 視点①

- 従業員の年金・一時金受け取りの選択肢減少

### 視点②

- DBについて給付減額の手続きが必要

### 視点③

- 外部積立による退職金原資の保全機能の減少

となり、各視点に反していないか

## DBにおける定年延長等の減額判定の見直し

視点①

視点②

現  
状

- 2021年4月1日付「高年齢者雇用安定法」の改正により、定年延長の流れはさらに加速
- 定年延長前後でDBの給付額を維持・増加する場合であっても、各DBが個々に設定している予定利率の水準によっては給付減額と判定  
(※) DBにおける定年延長時の給付減額の判定方法については、次ページをご参照
- 給付減額と判定された場合、個別同意等の手続き負担が大きい

### 定年延長を含む人事制度見直しを阻害

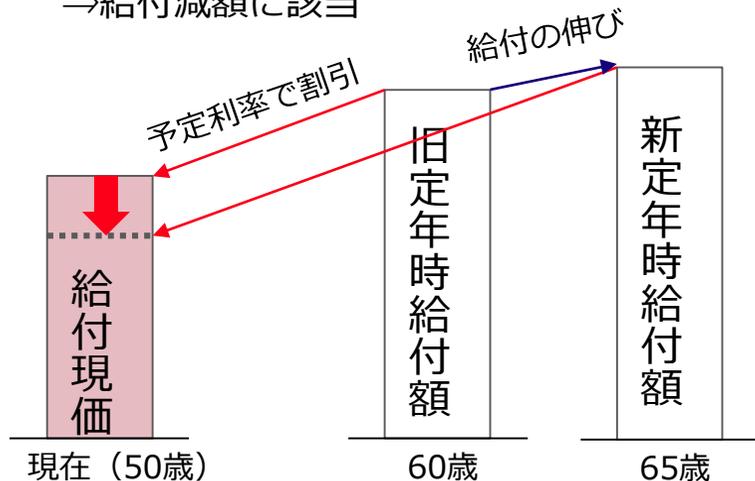
意  
見

- 給付減額の判定について、各DBが個々に設定している予定利率の水準に依らない方法に見直し  
(見直し例)
  - ✓ 給付減額の判定に使用する給付現価について、全DB共通の利率(継続基準の下限予定利率など)を使用

- ✓ 定年延長に伴い給付額を増加させる場合であっても、以下のいずれかに該当すれば、給付減額と判定される
  - ① 給付現価が給付設計の変更によって減少
  - ② 最低積立基準額が給付設計の変更によって減少
- ✓ 特に①の要件から、給付減額とならないためには、予定利率の割引以上に給付額を増加させることが必要（一方、企業型DCは定年延長に伴い旧定年以降の掛金水準を小さく設計したとしても、DBの給付減額に相当する手続きはない）

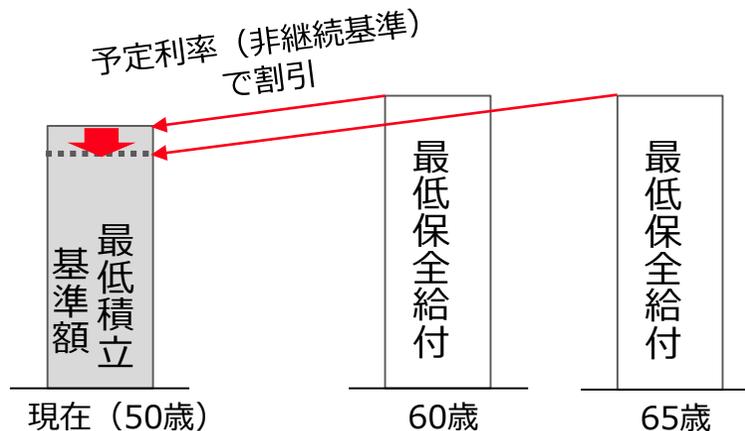
## ① 給付現価による判定

「給付の伸び < 予定利率（＝各DBが個々に設定している年金資産の運用利回りの見込み）」の場合、給付現価が減少  
⇒給付減額に該当



## ② 最低積立基準額による判定

最低保全給付は将来の給付の伸びに依存しないため、割引期間が長くなる分、最低積立基準額は減少（※）  
⇒給付減額に該当



（※）経過措置（少なくとも5年程度は従前の最低積立基準額を保証）を設ければ給付減額として取り扱わないことが可能

## DC拠出枠の見直し ～従業員拠出の制限緩和～

視点①

現  
状

- 企業型DCの従業員拠出は事業主拠出と合わせて拠出上限額の内枠、かつ、事業主拠出額を超えない範囲内での拠出しか認められていない
- 企業型DCの制度内容によっては事業主拠出額が少額となる場合があり、従業員拠出の枠の水準が十分でない者もいる
- iDeCo+では、企業型DCと異なり事業主拠出額を超える従業員拠出が認められている

老後の生活等に備える資産形成や所得確保の機会が不十分

意  
見

- 従業員拠出を事業主拠出と切り離し、全ての国民共通の「自助」拠出枠を設定（NISA同様、上限額の拡大を検討） **拠出時のあるべき姿**
- 上記の見直しに至るまでの経過的な取扱いとして、企業型DCにおいて、事業主拠出額を超えた従業員拠出を可能にする【自助の拡大】

## DC拠出枠の見直し～拠出上限額の見直し～

視点①

現  
状

- 公的年金における給付水準の調整等により、年金額の減少が見込まれる
- 所得が低い若年層等、毎年のDC拠出枠を使い切れず有効活用できていない者もいる

老後の生活等に備える資産形成や所得確保の機会が不十分

意  
見

- 従業員拠出を事業主拠出と切り離し、拠出枠を見直し **拠出時のあるべき姿**
- 上記の見直しに至るまでの経過的な取扱いとして、DC拠出上限額（月額5.5万円）の引上げ【共助・自助の拡大】
- DCの一定の限度額までの年を跨いだ拠出枠の繰り越し【共助・自助の拡大】

## DC脱退一時金の支給要件緩和

視点②

現  
状

- DCの脱退一時金の支給要件は、極めて厳格な要件が定められている
- 家族の介護、本人の病気療養等のやむを得ない事由であっても支給が認められない
- 日本国籍を有しない者が母国に戻る際、一定の要件を満たさない場合は一時金受給は認められない

多様な働き方への対応・利便性の点で不十分

意  
見

- 追徴課税等を条件とした脱退一時金の支給要件の緩和  
(見直し例)
  - ✓ 米国の401kプランのように所得税とは別に脱退一時金に対する一定率の課税を行う

## iDeCoの普及に向けた取り組み

視点②

現  
状

- iDeCoの最低拠出額が5,000円のため、所得が低い若年層等にとっては加入がネック
- 2024年12月施行の他制度掛金相当額の反映等により、iDeCoへの拠出可能額が5,000円を下回り、iDeCoへの継続加入ができないケースも想定
- DBの実施企業はiDeCo+に加入できない
- 第3号被保険者がiDeCoに加入する場合、拠出時の所得控除がないため税メリットが限定的

## iDeCoの加入促進を阻害

意  
見

- iDeCoの最低拠出額5,000円を撤廃
- DB実施企業においてiDeCo+が実施可能となるよう条件見直し
- 第3号被保険者がiDeCoに加入する場合、国民年金基金と同様、自己と生計を一にする配偶者等の課税所得から控除できる仕組みの検討

## 企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃

視点③

現  
状

- 公的年金を補完する観点から、DBおよびDCの役割期待が高まっている
- 2026年3月まで課税停止措置の延長がなされているものの、特別法人税が課税された場合、運用時および給付時を合わせた全体の税負担が重い

公的年金の補完、高齢期の所得確保を目的とする企業年金の普及を阻害  
／ iDeCo普及の阻害要因となり、資産所得倍増プランに逆行

意  
見

- DBおよびDCの積立金に係る特別法人税を撤廃
- 特別法人税の撤廃に至るまで、課税停止措置を延長

運用時のあるべき姿

## 高年齢期の所得の確保に資する制度の構築

視点①

視点③

現  
状

- 平均余命の伸長や2021年4月1日付「高年齢者雇用安定法」の改正により、高齢者の雇用形態や退職年齢の多様化が進むことが想定される
- 法改正（DBの支給開始時期の設定可能な範囲について70歳まで拡大、DCの受給開始時期の上限年齢について75歳まで引き上げ）により年金受け取りの選択肢が拡大
- 一方で、税制等の理由から年金選択を行う割合は低水準

老後の生活設計の選択肢がより一層広がることを期待

意  
見

- 年金・一時金の選択が税控除額の観点に左右されず、個人のライフプランに応じた選択を促す観点から年金税制の整備 **給付時のあるべき姿**
- 受給者の高齢化にあわせて、より公的年金等に係る雑所得の控除額が拡大する等の措置を講じる **給付時のあるべき姿**

## DB・DCに対する意見

No.	区分	項目	詳細内容
1	DC	iDeCoにおける第2号被保険者間の拠出枠の統一	<b>拠出時のあるべき姿</b> の実現に至るまでの経過的な取扱いとして、iDeCoは自助努力で資産を形成するものである性質をふまえ、分かりやすさの観点から第2号被保険者間の拠出枠を統一する
2	DC	指定運用方法の義務化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存プランを含めた全てのプランに指定運用方法を設定する</li> <li>・ 適用開始時には、その時点の未指図者に対しても指定運用方法の適用対象とする</li> </ul>
3	DC	退職一時金からDCへの一括移換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退職一時金制度からDCへの資産の一括移換を可能とする</li> <li>・ 一括移換が難しい場合には、税務処理は既存のままとし、資産だけを一括移換できるようにする</li> </ul>
4	DB	脱退一時金の繰下げ請求が可能となる者の範囲の拡大	DB法上の脱退一時金繰下げ可能者の規定に「使用される事業所が確定給付企業年金の実施事業所でなくなったことにより資格喪失した者」を追加する
5	DB DC	高齢期の所得の確保に資する制度の構築	退職一時金を含めた各退職給付制度からの給付等を拠出し、給付時まで一括して管理し、年金として受取可能とする制度を構築する

## 手続き簡素化に対する意見

No.	項目	詳細内容
1	電子的手続きの活用・推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務形態の多様化や環境保護・SDGsへの取り組みといった環境変化を背景に、ペーパーレス化・押印省略などが進んでおり、企業年金・個人年金の領域においても利便性向上および普及の観点から電子的手続きの環境整備および推進を行う</li> <li>具体的には地方厚生局宛の申請・報告手続きについて、メールやe-Gov（各省庁への申請や届出がオンラインで行える仕組み）を用いた具体的な手順を整備する</li> </ul>
2	「退職所得の受給に関する申告書」への個人番号の記載不要化	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職所得となる一時金支払に際し、受給者から提出される「退職所得の受給に関する申告書」は、支払者が保管する書類であり、原則として税務署への提出は不要とされているにもかかわらず、個人番号を記載することとされている</li> <li>同申告書の授受を行う際にかかる私的年金を運営する事業主の管理負担軽減の観点から、同申告書への個人番号の記載を不要とする</li> </ul>